

教育現場の今。

埼玉県の取り組みを知る。

栗橋南小学校での学び

教職員のほか、市の児童福祉担当職員なども参加し、学校におけるヤングケアラーの早期発見や支援・相談、関係機関へのつなぎについてご説明いただきました。



▲教職員向け研修会



▲小学生向け授業

子どもにもわかりやすく寸劇を取り入れ、元ヤングケアラーの体験談も紹介。児童からは「もしそういう子がいたら少しでも力になりたい」と声があがりました。

ヤングケアラーサポートクラスで何を感しましたか？

学校としてできることを探る、そのスタートとなるような研修でした。「多様な他者を認め合う」をキーワードに、今後も関係機関と連携を取りながら、保護者の方・地域の方とともに取り組みを進めてまいります。



校長
小暮恵子さん

当事者の子が声をあげられる環境を、周りの子どもたちの声掛けによって作ってあげることが大切だと学びました。成長の過程で、その子にとって何が大切で、何を必要としているのかを考えながら、今後も子どもたちを見守りたいと思います。



6年学年主任
野間由己さん

児童・生徒、教職員向け教材 ヤングケアラーハンドブック

「ヤングケアラーってなに？」

埼玉県では、子どもの成長段階に合わせ、高校生編、中学生編、小学生編の3種類を作成し、県内在学の児童・生徒、学校教職員に配布しています。



埼玉県教育委員会では、教職員や児童・生徒、保護者がヤングケアラーに対する理解を深め、学校での相談支援を充実させるための出張授業「ヤングケアラーサポートクラス」を、県内学校等で実施しています。市内でも、栗橋南小学校で8月31日に教職員向けの研修会、9月13日には澁谷智子さんをお招きし、小学生向けの授業が行われました。

ヤングケアラーサポートクラス

自分で考えて寄り添ってもらおう



埼玉県教育委員会
人権教育課
早野裕之さん

ヤングケアラーの子たちは、普通に接してもらいたいという子が多いんです。まずはそういうところをしっかりと理解してもらって、周りの子どもたちが自分で考えて寄り添っていきけるように、そして先生たちも、必要な支援って何だろうという目線を持って子どもたちと向き合ってもらうために、このサポートクラスを進めています。



市内小・中学校では、ヤングケアラーに対する正しい理解を促すため、授業で県のヤングケアラーハンドブックを活用しています。また、学校の先生が一番最初の窓口になる可能性が高いので、早期に発見して支援につなげられるよう、各学校で研修を実施しています。他にも、スクールソーシャルワーカー(※1)やスクールカウンセラー(※2)を配置するなど、子どもを多方面からサポートしています。



久喜市教育委員会
指導課
千葉宏美さん

※1
スクールソーシャルワーカー
悩みを抱える子どもを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行う。

※2
スクールカウンセラー
子どもの悩みを聞いて、専門的な立場から子どもまたは先生にアドバイスを心理士。

条例制定の背景

埼玉県は、75歳以上の後期高齢者が全国でもトップクラスのスピードで増加していき、介護を必要とする方も増えることが予想されています。介護を必要とする方が増える＝ケアラーの方が増えるということであるため、その対応を加速させていく必要がありました。

特にヤングケアラーは潜在化しやすいという特徴があるため、支援計画の中で、その支援体制の構築・強化を基本目標の1つとしています。ケアラー月間(11月)のキャッチコピーは「誰かを支えるあなたも支える。」お互い支え合っていこうというのが、埼玉県の目指す姿です。



埼玉県
地域包括ケア課
篠原啓佑さん

埼玉県 ヤングケアラー チャンネル



チャンネル運営団体

一般社団法人ヤングケアラー協会
代表理事 宮崎 成悟さん

元ヤングケアラー。15歳の頃から17年間難病の母のケアを担う。同協会を設立し、ヤングケアラーに関する厚生労働省の委員なども務める。



9月20日の運用開始以降、中高生など、多くの方にご利用いただいています。メッセージに対応するのは、私を含め、全員が元ヤングケアラーです。大人とつながるための選択肢の1つとして、安心できる場所だと思ってもらえるように、今後オンラインサロンで顔の見える関係を作ったり、子どもたちが喜ぶような発信をしていきたいと考えています。

埼玉県では、令和2年3月31日、全国初のケアラー支援に関する条例として、「埼玉県ケアラー支援条例」を施行しました。ケアラー・ヤングケアラーの定義や、支援にあたっての基本理念などを掲げています。この条例に基づき、令和3年3月には「埼玉県ケアラー支援計画」を策定。広報啓発の推進や人材育成など5つの基本目標を設定し、さまざまな施策を推進しています。

ヤングケアラーに関する 県の取り組み(一例)

- ▶ 民生委員・児童委員、子ども食堂運営者等の研修
- ▶ 教育・福祉部門の職員の合同研修
- ▶ 児童・生徒向けハンドブック作成(次ページで紹介)
- ▶ LINE相談窓口の設置(下記)



▲ 条例や計画、施策等の詳細は、県ホームページへ

対象 埼玉県内のヤングケアラーおよびその保護者等
※自分がヤングケアラーか分からない方も相談可
返信 月～金曜日 11時～20時
(祝日、年末年始を除く)
登録 左の2次元コード、またはLINEで「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」と検索

【主な機能】

チャット相談

相談者は24時間365日いつでもメッセージを送ることができる

チャットボット機能

質問に答えることで自分の状況を把握する

体験談

元ヤングケアラーの体験談を読む

オンラインサロン

県のヤングケアラーオンラインイベントを確認する

